

改正石綿障害予防規則について

令和7年5月22日
大曲労働基準監督署

主な説明内容

- 石綿則 改正後の規制について
- 石綿事前調査結果報告について
- 石綿事前調査結果報告システムについて

改正項目と施行時期

令和2年

成形板等の除去工事に対する規制 10月 1 日施行

令和3年

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 4月 1 日施行

工事開始前の調査結果 4月 1 日施行

労働者ごとの作業の記録項目の追加 4月 1 日施行

写真等による作業の実施状況の記録 4月 1 日施行

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 4月 1 日施行

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置 4月 1 日施行

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制 4月 1 日施行

令和4年

工事開始前の労働基準監督署への報告 4月 1 日施行

令和5年

工事開始前の石綿の有無の調査(事前調査や分析調査者の要件) 10月 1 日施行

令和8年

工作物解体等の作業における事前調査者の要件 1月 1 日施行

石綿の事前調査・報告

- 建築物や工作物の解体・改修工事を行う際は、**石綿含有の有無の事前調査**を実施する必要があります（石綿則第3条）。
- **一定以上の建築物・工作物**の場合、**労働基準監督署および自治体（※）**に事前調査結果の報告を行う義務が**事業者（元方／元請事業者）**に課せられます。報告対象となる工事は以下のとおりです。
※石綿則と大防法で規制されているため

■ **以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に電子報告しなければならないこととする。**

＜報告が必要な工事＞

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体又は改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事（※令和4年1月13日厚生労働省令第3号により**追加**）

**赤枠内は「報告義務」
解体・改修工事の場合、「事前調査」は必須**

石綿の事前調査結果報告の内容

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

事前調査結果報告の留意事項

- 事前調査結果の報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意。

(例：床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要。
事前調査結果の報告対象とならない工作物も、原則事前調査は必要)

- 石綿「なし」でも報告が必要。石綿全面禁止日（着工日等が平成18（2006）年9月1日）以降の建築物・工作物・船舶であっても、報告が必要。

(ただし、令和2年基発0804第8号記の第3の(1)ア③「事前調査の対象とならない作業」に基づき事前調査行わなかったものについては報告不要)

- 同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて報告する必要あり

事前調査結果報告システムを用いて申請→登録完了すると、申請先の労働基準監督署および自治体で申請内容が閲覧（審査）可能となる。

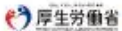
※両方の窓口申請を行ったことになる

※大防法に関する問い合わせ先は各自治体（例：大仙市の場合 仙北地域振興局福祉環境部）

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

[お知らせ一覧](#) [ヘルプ](#)

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・商船の船体の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビジネスIDでログイン

初めての方はこちら

GビジネスIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビジネスID）により事前にアカウントを作成する必要があります。
GビジネスIDをお持ちでない方は「GビジネスIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。
（GビジネスIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

お問い合わせについて

ヘルプデスク等へお問い合わせになる前に

- お問い合わせになる前に下記をご確認ください。
- ・FAQ
- ・本システムの利用方法（利用者マニュアル）など
- ・石綿含有情報ポータルサイト（厚生労働省）
- ・石綿事前調査結果の報告について（環境省）
- ・メンバーアカウントのサービス登録方法等

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

[トップ](#) [新規申請](#) [一括申請](#) [下書き一覧](#) [申請一覧](#)

[お知らせ一覧](#) [ヘルプ](#) [お問い合わせ](#)

新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力

1

元方
入力

2

調査
入力

3

調査
入力

4

申請
(確認)

5

申請
(登録)

②請負事業者の
入力

③事前調査
結果の入力

④申請
(確認)

下書き保存

トップ画面
に戻る

工事に関する基本情報

申請区分 **必須**

☒ 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
☒ 大気汚染防止法

特別な場合を除き、申請区分のチェックは外さないでください。

元方（元請）事業者情報

事業者の名称 **必須**

例）豊田建設株式会社東京支店
全角（半角は英字のみ可）

報告システムの画面イメージ

新規申請

①元方（元請）入力

②請負事業者の入力

③事前調査結果の入力

④申請（確認）

⑤申請（登録）

工事に関する基本情報

申請区分 必須

☒ 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

☒ 大気汚染防止法

特別な場合を除き、申請区分のチェックは外さないください。

元方（元請）事業者情報

事業者の名称 必須

代表者氏名 必須

事業者の住所

郵便番号 必須

都道府県・市区町村名等 必須

住所（棟番） 必須

電話番号（ハイフンなし） 必須

メールアドレス 必須

②請負事業者の入力

③事前調査結果の入力

④申請（確認）

下書き保存

トップ画面に戻る

新規申請

①元方（元請）事業者の入力

②請負事業者の入力

③事前調査結果の入力

④申請（確認）

⑤申請（登録）

事前調査の結果及び
予定する石綿の除去などに係る措置の内容

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解除・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合は石綿含有「無」を重視
例：当該材料がない/解体・改修の対象ではない場合→当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

取付け材

石綿含有の有無 必須

含有無しと判断した根拠

作業の種類

切断等の有無 必須

作業時の措置 必須

保通材

石綿含有の有無 必須

含有無しと判断した根拠

作業の種類

切断等の有無 必須

作業時の措置 必須

使用済保通材

石綿含有の有無 必須

含有無しと判断した根拠

作業の種類

切断等の有無 必須

作業時の措置 必須

8

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたって

「GビズID」の発行が必要です。

⋮ GビズID

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、GビズIDが必要となります。

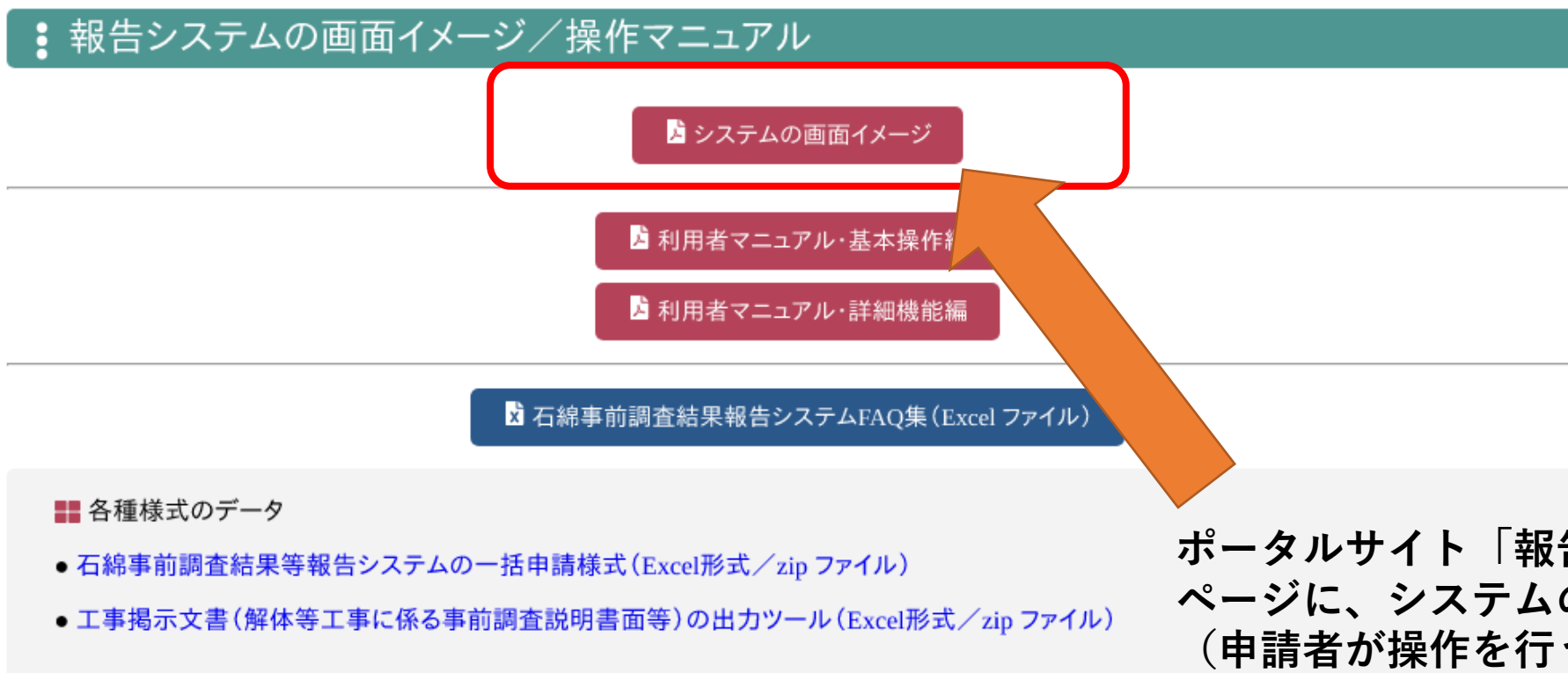
(GビズIDの発行はこちら(<https://gbiz-id.go.jp/top/>))

メールアドレスがあれば即日発行が可能な「GビズIDエントリー」、印鑑証明書と申請書を郵送し、一定の手続きを行った上で発行される「GビズIDプライム」の2種類があり、どちらでもご利用が可能です。

GビズIDプライムのIDには、複数の工事を一括して申請できる機能を実装する予定です。多数の工事を行う事業者の方につきましては、お早めにGビズプライムの申請をご検討ください。

報告システムの操作について

「石綿総合情報ポータルサイト」：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



ポータルサイト「報告システム」ページに、システムの画面イメージ（申請者が操作を行う画面）の掲載があります。

申請の流れ

ログイン → 新規申請画面 → 工事に関する基本情報入力（元請事業者情報、工事発注者情報、工事現場情報等） → 請負事業者に関する事項入力（下請がいる場合） → 事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容の入力（作業対象の材料、作業方法等） → 申請（確認）

報告システムの使い方は石綿総合情報ポータルサイト (動画マニュアル等) で確認できます。



ポータルサイトアクセス後
「報告システム」をクリック

石綿事前調査結果報告システムについて

このページでは、石綿事前調査結果の報告を行うためのシステム(石綿事前調査結果報告システム)に関する情報を掲載しています。

報告システムご利用の流れ

1 G ビズ ID 取得

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、G ビズ ID が必要となります。

石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に ID をご確認ください。

2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。

システムの操作方法や入力項目について、下記「利用マニ...

ページ下部に動画マニュアル
掲載。その他、様式や、P D
F 版の申請者用マニュアルも
掲載

石綿事前調査結果報告システム 動画マニュアル(2022年4月1日制度スタート!)



報告にあたっての留意事項（入力時の注意点）

石綿「無」の場合は判断した根拠を選択（複数選択可）

石膏ボード	
石綿含有の有無	☐ 有 ☐ みなし ☒ 無
含有無しと判断した根拠	☒ 1：目視 ☒ 2：設計図書（4を除く。） ☐ 4：建築材料等の製造者による証明 ☐
切断等の有無 ?	☐ 有 ☐ 無
作業時の措置 ?	☐ 負圧隔離 ☐ 隔離（負圧なし） ☐ 湿潤化 ☐ 呼吸用保護具の使用

石綿「有」「みなし」の場合は作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を選択（作業時の措置は複数選択可）

【事前調査結果】

工事の対象となる建材についてのみ、入力します。

（「無」とは、工事対象となる建材はあるが、石綿が「無い」ことを意味します。）

石綿が「無」の場合は、含有無しと判断した根拠を選択します。

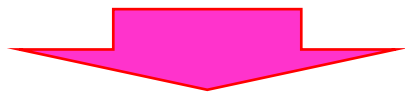
石綿が「有」「みなし」の場合は、作業の種類（レベル1，2建材に限る）、切断等※の有無、作業時の措置をそれぞれ選択します。

※切断等とは、切断、破碎、穿孔（穴開け）、研磨等を行います

（「有」「みなし」「無」を入力することによって、入力不要となる項目がグレースアウトします）

事前調査を行うためには資格が必要です

工事開始前の石綿の有無の調査(事前調査や分析調査者の要件) 令和5年10月1日施行



■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

実際に事前調査を行うものは元方（元請）事業者から業務を請け負った事業者が実施しても問題ありませんが、事前調査結果の報告、保存等は元方（元請）事業者が実施する必要があります。

事前調査を行うためには資格が必要です

＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※を除く。）の事前調査の調査者等＞

①建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞

①の者

②建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一戸建て等石綿含有建材調査者

講習機関が実施する講習を受講し、資格を取得する必要があります。

（登録講習機関のＨＰ等から講習の日程を確認してください。）

分析調査を行うためには資格が必要です

■ 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

◆分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

ポイント

- ◆ 石綿が使用されているものと**みなす**場合、ばく露防止措置を講ずれば分析は不要
- ◆ **みなし＝石綿あり**として工事を行うこと【各レベルに応じた措置が必要】

事前調査結果の記録の保存

- 調査結果の記録は、3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

ポイント

◆ 調査結果の記録項目（石綿則に規定される事項）

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

大防法及び石綿則で別の記録を作成する必要はありませんが、これらの事項を網羅して作成する必要があります。

事前調査結果の記録の保存

厚生労働省 青森労働局

ホーム

Google カスタム検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局

青森労働局 > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ（監督署の一覧） > 「石綿作業に関する参考様式、掲示物」の掲載

「石綿作業に関する参考様式、掲示物」の掲載

石綿作業に関する参考様式、掲示物を作成しました。御活用ください。

「石綿工事作業記録参考様式」

- [P 参考様式 作業記録](#)

「石綿工事作業記録参考様式」【記載例】

- [P 記載例 作業記録 三年保管](#)

「石綿関連掲示物」

- [PDF 参考様式 禁煙飲食禁止](#)
- [PDF 参考様式 石綿作業主任者氏名掲示](#)
- [PDF 参考様式 石綿作業中](#)
- [PDF 参考様式 石綿人体に及ぼす作業、疾病、注意、保護具等](#)
- [PDF 参考様式 立ち入り禁止](#)
- [PDF 参考様式 特別管理廃棄物保管場所](#)

「事前調査結果のお知らせ」

- [W 参考様式 レベル1 レベル2](#)
- [W 参考様式 レベル3](#)
- [W 参考様式 石綿使用なし](#)

「事前調査結果のお知らせ」【記載例】

- [PDF 記載例 事前調査記録](#)

「作業記録（3年保管）」

- [W 参考様式 作業記録（作業員名簿）三年保管](#)

「作業記録（3年保管）」【記載例】

- [PDF 記載例 作業記録（作業員名簿）三年保管](#)

「石綿従事者記録（40年保管）」

- [W 参考様式 石綿作業従事者記録 四十年保管](#)

「石綿従事者記録（40年保管）」【記載例】

- [PDF 記載例 石綿作業従事者記録 四十年保管](#)

「事前調査結果等報告」

- [X 参考様式 事前調査記録様式 第一号](#)

青森労働局HP

「石綿作業に関連する参考様式、掲示物」

浜松市

防災 救急医療・消防 施設 ごみ

手続き 暮らし 子育て 教育 健康・医療 福祉 観光・魅力 イベント 創業・産業 ビジネス 市政

サイト内を検索

ゴミの出し方、転入届、マイナンバー

ホーム > 手続き・暮らし > 環境 > 環境保全 > 大気環境対策 > 石綿（アスベスト）排出等作業に係る規制について > 事前調査の実施

事前調査の実施

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないが確認する必要があります。

事前調査の方法

1. 設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿使用した調査を行います。
2. 現地で各部屋・部位を網羅的に確認します（書面調査との相違等を確認）。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。
3. 1、2により判断できない場合は、同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

※平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガスケツト等猶予期間を設けられていた一部製品の使用期では、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

※解体等工事に該当しない場合や国土交通省等による調査から石綿が使用されていないことが確認された工作物は、事前調査を行う必
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散塵埃防止対策徹底マニュアル参照（4.3事前調査ページ抜粋）（PDF：643）

事前調査の実施者

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準 監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散漏えい防止対
策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備えつけるとともに、作業終了後
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作 成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ば
く露防止及び石綿飛散漏えい防
止対策徹底マニュアル」
95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施※1、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲※2	●
分析調査に関する資格者要件【3条】※1		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		●※3	●※4	●※5
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		●※6	●※6	●※6

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27条】		●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】		●			
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】		●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



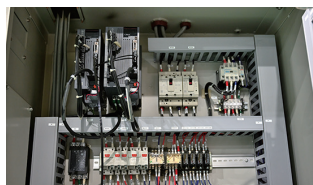
貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が

必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

- ・ 工作物石綿事前調査者
- ・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は

不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare